

# 認知症予防教室巡回講座2016「ゾテリアキャラバン」 キャラバン隊を地域に派遣します！



「ゾテリアキャラバン」は、地域を巡回しながら認知症予防教室を行うプロジェクトで、認知症について考えるきっかけづくりや、“認知症になっても安心して暮らせるまちづくり”への関心・理解を深めてもらうために実施するものです。「ゾテリア」とはギリシャ語で「救済・救い」を意味します。キャラバン隊が地域に出向き、皆さんに認知症についての正しい知識や、認知症予防に効果のあるといわれているライフスタイルなどを伝えます。

派遣を希望する団体(グループ)は、お気軽に申し込みください。

**日時**▼各団体と相談の上、決定します。

**対象**▼認知症や認知症予防に興味・関心のある団体(グループ)等

**場所**▼場所の手配や準備は、各団体でお願いします。

**内容**▼医師や専門職員等による講話、住民参加による演奏等

**費用**▼無料

**申し込み・問い合わせ**▼電話またはファクシミリ(▽氏名(団体名)▽電話番号▽受講人数▽会場——を明記)で、地域包括支援センター(☎287-2516 FAX282-3538)へ申し込みください。

5月28日、東海村産業・情報プラザ「iVil」で、「ゾテリアキャラバン」を開催しました！

「生活史を生かした認知症ケアの取り組みと地域再生のヒント」と題した講演では、小徳勇人さん(ルリア記念クリニック院長)が、“全国では高齢者の10～15パーセントが認知症といわれおり、たとえ認知症になっても自分で安心していられる場所を作っておくことが大切である”ことを話しました。また、続く交流会「ウルフ&ゾテリアロックス」では、ロックバンドの伴奏で、「ゾテリア東海」参加者による「上を向いて歩こう」の合唱が行われるなど、来場者は盛り上がりを見せていました。



障がいのある方もない方も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指す

## 「障害者差別解消法」が施行されました

4月から施行された「障害者差別解消法」(「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」)では、「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を定めています。

この法律は、行政機関や民間事業者を対象としていますが、差別をなくしていくことは全ての人に求められる責務でもあります。皆さん一人ひとりが、障がいを理由とした不当な区別や制限といった差別に気づき、理解していくことが大切です。

誰もが安心して暮らせる社会を目指し、できることから行動していきましょう。

### 【「不当な差別的取り扱い」とは?】

障がいのある方に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否するこ

とや、サービスの提供に当たって場所や時間帯を制限すること、障がいのない方には付けない条件を付けることをいいます。

▼**例えば**…▽お店に入ろうとしたら、車いすであるという理由で断られた。▽習い事の教室等で障がいがあることを理由に入会を断られた。

### 【「合理的配慮の提供」とは?】

「合理的配慮」とは、障がいのある方が、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの助けを必要としているときに、負担が重すぎない範囲で対応することをいいます。

▼**例えば**…▽車いすの方が交通機関を利用するとき、手助けをする。▽障がいに合わせて、読み上げや、筆談等に対応する。

### 【問い合わせ】

なごみ・総合支援センター(☎287-2525)